

第12回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和6年5月24日（金） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第11号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第88号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第89号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第90号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第91号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第92号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第93号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第94号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第11 | 議第95号 | 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について |
| 日程第12 | 議第96号 | 農地所有適格法人の適格者証明について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

上堀昌也、鴻巣明久、川上富之、野尻真人、白畑切詞、陣出通子、東野満浩、丸山浩一、田中君代、垣内常宏、辻直司、小井戸寿尚、平井造成

○本日会議に欠席した委員

黒木義弘、清水直喜、田村信彦、大面正紀、森田高見、牛丸和久

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、
森林・環境政策部長：小林一正、畜産課長：松井ゆう子、振興主事：高山緑、
農地主事：森真哉、書記：尾形博司、中島麻由美、農地相談員：木戸脇良昭

| | |
|------|---|
| 職務代理 | <p>ただいまより第12回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、議席番号1番の 黒木義弘 委員、5番の 清水直喜 委員、8番の 田村信彦 委員、10番の 大面正紀 委員、13番の 森田高見 委員、18番の 牛丸和久 委員より欠席報告を受けています。</p> <p>本日の出席委員は、19名中13名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> |
| 会長 | <p>皆様こんにちは。</p> <p>それぞれ田んぼやトマト、ホウレンソウなどお忙しいことと思います。</p> <p>今年の田んぼは例年と違い水がなく苦慮しているのですが、近所でも同じようで、いつもと違うなと感じています。</p> <p>本日も慎重な審議とスムーズな進行をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| 職務代理 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p> |
| 議長 | <p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。</p> |

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 11番 東野満浩 委員と12番 丸山浩一 委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第3 報第11号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明を願います。

森農地主事 今回は8法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、
①法人形態要件
②事業要件
③議決権要件
④役員要件
については、報告資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上8件について報告いたします。

議長 続きまして、日程第4 議第88号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

中島書記

今回は、9件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

議

長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。

続きまして、日程第5議第89号農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

中島書記

今回は、4件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第6 議第90号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第91号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 今回は、1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地又は採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

白畑委員 地域全体の非農地の調査はしないのですか。

森農地主事 過去には、非農地通知を出したこともあります。事務局や農業委員と現地を確認したうえで法務局に確認通知を提出するという手続きを踏まなければなりません。スムーズに手続きをすすめるために、申請に対し非農地証明をすることで対応しています。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8議第92号農地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は5件の上程です。

基盤強化法による、貸借の設定が5件あります。

当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営

内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

職 務 代 理 畑1筆 19,841 m²の案件について、面積が大きいですが、大丈夫ですか。

事 務 局 長 買い手は隣接地で営農しており、昨年从这个地も手入れしています。この団地で他の方が入ることも考えられないため、大丈夫であると判断しています。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、決定いたします。

続きまして、日程第9 議第93号 農地利利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾 形 書 記 本日は5件の上程です。

(各案件について、地区ごとに作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・の別、存続期間及び新規・更新の別を説明)

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、決定いたします。

続きまして、日程第10 議第94号 農地利利用集積等促進計

画（案）について を議題とします。
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は9件の上程です。

（地区ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借にあつては存続期間を説明）

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画を決定いたします。

続きまして、日程第11 議第95号 農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕（案）について を議題とします。
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は4件の上程です。

（権利設定した土地、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者、移転先、移転する権利を説明）

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画〔権利移転〕を決定いたします。

続きまして、日程第12 議第96号 農地所有適格法人の適格者証明について を議題とします。
事務局の説明を願います。

森農地主事 本日は1件の上程です。
農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法人で、農地法第2条に規定された4つの要件

- ①法人形態要件
- ②事業要件
- ③議決権要件
- ④役員要件

をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。
なお、農地所有適格法人以外の法人については、貸借方式で権利を取得することができます。

(確認した法人形態、事業内容、構成役員及び議決権を説明)

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

丸山委員 この法人の今後の意向は、何ですか。

森農地主事 安定的な経営のため、農地の所有を希望しています。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明については、適格者として承認いたします。

以上で本日予定していました議事を終了いたします。

職務代理 これをもちまして、第12回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

東野 満浩 委員

丸山 浩一 委員
